

第2号議案 定款の一部改正について

地域医療連携推進法人日光ヘルスケアネット定款の一部を次のように改める。

改正後	改正前
第8章 地域医療連携推進評議会 (構成) 第37条 本法人に地域医療連携推進評議会 を置く。 2 略 3 地域医療連携推進評議会の定員は、 <u>10</u> 名以内とする。 4～5 略	第8章 地域医療連携推進評議会 (構成) 第37条 本法人に地域医療連携推進評議会 を置く。 2 略 3 地域医療連携推進評議会の定員は、 <u>8</u> 名以内とする。 4～5 略

附 則

令和5(2023)年6月23日付け栃木県知事変更認可のこの定款の改正は、令和5年7月3日から施行する。